

# 1. 作業の種類別資格者等一覧表

職	長	教	育	法	60	令	19	安衛則	40	免	許	
作業主任者		免許及び技能講習		法	14	令	6	安衛則	78			
各種技能者		免許及び技能講習		法	61	令	20	安衛則	41、78		技能講習	
一般作業員		特別教育		危険有害な作業に従事する時には特別の教育を行う。								特別教育
		安全衛生教育		雇入れ時、作業変更時には安全教育を行う。法59、①、②								指名・配置

  

1. 地山の掘削	作業主任者 高さ2m以上のとき 安衛則359	ガス導管防護 作業指揮者 安衛則362	誘導者 安衛則365	点検者 安衛則358	可燃性ガス 測定者 安衛則322
2. 土止め支保工の組立解体	作業主任者 安衛則374				
3. 型枠支保工の組立解体	作業主任者 スラブ、桁等の支保工 安衛則246				
4. ずい道等の建設	ずい道等の掘削等作業主任者 安衛則383の2	ずい道等の覆工作業主任者 安衛則383の4	作業員 安衛則36-③⑩		
5. 足場の組立解体	作業主任者 つり足場、張出足場5m以上の足場 安衛則565	作業指揮者 建築物、橋梁、5m未満の足場等 安衛則529	監視人 高所からの投下 安衛則536		
6. 木造建築物の組立て等作業	作業主任者 安衛則517の12				
7. 建築物等の鉄骨の組立解体	作業主任者 5m以上の建築物の骨組 ・塔(金属製) 安衛則517の4	作業指揮者 5m未満の建築物の骨組 ・塔(金属製) 安衛則529	監視人 高所からの投下 安衛則536		
8. 橋梁架設等の作業	鋼橋架設等作業主任者 安衛則517の8	作業指揮者 安衛則529			
	コンクリート橋架設等作業主任者 安衛則517の22	作業指揮者 安衛則529			
9. コンクリート造の工作物の解体等作業	作業主任者 5m以上の工作物 安衛則517の17				

※作業主任者選任の作業を除く。